



氷見市告示第36号

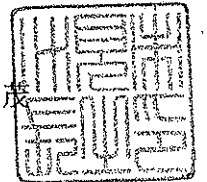
字の区域の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により本市内の字の区域を次のとおり廃止するものとし、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定による矢田部地区の換地処分の告示のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成18年6月23日

氷見市長 堂 故



大字名	従前の字の区域を廃止する区域	
	字名	地番
矢田部	五俵目	3001の2、3003の2及び3004
	谷内	3021の2及び3021の3
	川縁	3225の4、3226の10及び3226の11

上記区域内にある市有地の全部を含む。